

## ○公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則

制 定 平 23. 3. 21 規則 1

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項の規定に基づき、公平委員会（以下「委員会」という。）の行う公開口頭審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第 2 条** 審理を傍聴しようとする者は、委員会が、傍聴席の数に応じて発行する別記様式の傍聴券の交付をうけなければならない。

- 2 傍聴券は、審理開始前に審理場入口において交付することを例とする。
- 3 傍聴者が入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

**第 3 条** 次の各号の 1 に掲げる者には、傍聴を許さない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのあるものを携帯する者
- (2) 旗、プラカード等を携帯する者
- (3) 異様な服装をした者又は酒気を帯びた者
- (4) 前各号のほか、委員会において入場を不相当と認める者

**第 4 条** 傍聴者は、傍聴席以外の審理場に入ってはならない。

**第 5 条** 傍聴者は、場内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに自席を離れないこと
- (2) 異様な服装をしないこと
- (3) 喫煙をしないこと
- (4) 飲食その他不体裁な行状をしないこと
- (5) 審理中に発言し又は拍手をしないこと
- (6) 私語、かん声、放歌その他審理の妨害になるような行為をしないこと
- (7) 公平委員会の行う審理を指揮する公平委員の命令及び係員の指示に従うこと
- (8) 前各号のほか、審理の進行を妨げ場内の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

第6条 公平委員会の行う審理を指揮する公平委員は、この規則に違反したと認める者に対しては、注意を促し、なお、改めないときは退場を命ずる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者には、当日再び傍聴することを許さないことができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別記様式

(表)

No.				
口頭審理				
傍聴券				
日時 平成	年	月	日	午前 午後
時				
場所				
大和川右岸水防事務組合公平委員会 印				
(この傍聴券は当日限り有効とする。)				

(裏)

傍聴者心得
傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
1 みだりに自席を離れないこと
2 異様な服装をしないこと
3 喫煙をしないこと
4 飲食その他不体裁な行状をしないこと
5 審理中に発言し又は拍手をしないこと
6 私語、かん声、放歌その他審理の妨害になるような行為をしないこと
7 公平委員会の行う審理を指揮する公平委員の命令及び係員の指示に従うこと
8 前各号のほか、審理の進行を妨げ場内の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

